

測量業務共通仕様書（案）

目 次

第1編 共通編

第1章 総 則

第101条 適用	1-2-1
第102条 用語の定義	1-2-1
第102条の2 受注者の義務	1-2-3
第103条 業務の着手	1-2-3
第104条 測量の基準	1-2-3
第105条 作業の実施	1-2-4
第106条 設計図書の支給及び点検	1-2-4
第107条 監督職員	1-2-4
第108条 主任技術者	1-2-4
第108条の2 担当技術者	1-2-5
第109条 提出書類	1-2-5
第110条 打合せ等	1-2-5
第111条 作業計画書	1-2-6
第112条 資料等の貸与及び返却	1-2-6
第113条 関係官公庁への手続き等	1-2-6
第114条 地元関係者との交渉等	1-2-7
第115条 土地への立入り等	1-2-7
第116条 成果の提出	1-2-7
第117条 関係法令及び条例の遵守	1-2-8
第118条 検 査	1-2-8
第119条 修 補	1-2-8
第120条 条件変更等	1-2-8
第121条 契約変更	1-2-9
第122条 履行期間の変更	1-2-9
第123条 一時中止	1-2-9
第124条 発注者の賠償責任	1-2-10
第125条 受注者の賠償責任	1-2-10
第126条 部分使用	1-2-10
第127条 再委託	1-2-10
第128条 成果品の使用等	1-2-11
第129条 守秘義務	1-2-11

第129条の2	個人情報の取扱い	1-2-11
第130条	安全等の確保	1-2-12-1
第131条	臨機の措置	1-2-12-2
第132条	履行報告	1-2-12-3
第133条	屋外で作業業務を行う時期及び時間の変更	1-2-12-3
第134条	行政情報流出防止対策の強化	1-2-12-3

第2編 森林整備編

第1章 治山測量

第1節 総則

第501条	適用	1-2-13
第502条	用語の定義	1-2-13
第503条	業務の着手	1-2-13
第504条	設計図書の支給及び点検	1-2-13
第505条	監督職員	1-2-13
第506条	主任技術者	1-2-13
第507条	担当技術者	1-2-13
第508条	提出書類	1-2-13
第509条	打合せ等	1-2-13
第510条	作業計画書	1-2-13
第511条	資料等の貸与及び返却	1-2-13
第512条	関係官公庁への手続き等	1-2-13
第513条	地元関係者との交渉等	1-2-14
第514条	土地への立入り等	1-2-14
第515条	成果品の提出	1-2-14
第516条	関連法令及び条例の遵守	1-2-14
第517条	検査	1-2-14
第518条	修補	1-2-14
第519条	条件変更等	1-2-14
第520条	契約変更	1-2-14
第521条	履行期間の変更	1-2-14
第522条	一時中止	1-2-14
第523条	発注者の賠償責任	1-2-14
第524条	受注者の賠償責任	1-2-14
第525条	部分使用	1-2-14

第526条	再委託	1-2-14
第527条	成果品の使用等	1-2-14
第528条	守秘義務	1-2-14
第529条	安全等の確保	1-2-14
第530条	臨機の措置	1-2-14
第531条	履行報告	1-2-15
第2節 治山測量に関する一般事項		
第532条	測量業務の種類	1-2-15
第533条	使用器材	1-2-15
第534条	公差及び測定方法	1-2-15
第535条	基準点	1-2-15
第536条	測量杭	1-2-16
第537条	測量野帳等	1-2-16
第538条	図面	1-2-16
第539条	図面の縮尺	1-2-16
第3節 基準点測量等		
第1項 基準点測量		
第540条	規定の準用	1-2-20
第541条	計画準備	1-2-20
第542条	踏査選点	1-2-20
第543条	測量標の設置	1-2-20
第544条	測量の方法	1-2-20
第545条	測量成果等	1-2-20
第2項 地形測量		
第546条	測量の方法	1-2-20
第4節 山地治山等測量		
第1項 溪間工の測量		
第547条	踏査選点	1-2-21
第548条	中心線測量	1-2-21
第549条	縦断測量	1-2-21
第550条	横断測量	1-2-21
第551条	構造物計画位置横断測量	1-2-22
第2項 山腹工の測量		
第552条	踏査選点	1-2-22

第553条	平面測量	1-2-22
第554条	縦断測量	1-2-22
第555条	横断測量	1-2-22
第3項 海岸防災林造成の測量		
第556条	踏査選点	1-2-23
第557条	一般地形測量	1-2-23
第558条	汀線測量	1-2-23
第559条	深淺測量	1-2-23
第4項 防風林造成の測量		
第560条	踏査選点	1-2-24
第561条	平面測量	1-2-24
第562条	縦断測量	1-2-24
第563条	横断測量	1-2-25
第5項 なだれ防止林造成の測量		
第564条	踏査選点	1-2-25
第565条	平面測量	1-2-25
第566条	縦断測量	1-2-25
第567条	横断測量	1-2-25
第6項 土砂流出防止林造成の測量		
第568条	踏査選点	1-2-25
第569条	平面測量	1-2-26
第570条	縦断測量	1-2-26
第571条	横断測量	1-2-26
第7項 保安林整備の測量		
第572条	踏査選点	1-2-26
第573条	平面測量	1-2-26
第574条	縦断測量	1-2-26
第575条	横断測量	1-2-26
第8項 保安林管理道の測量		
第576条	通則	1-2-27
第9項 水土保持山等の測量		
第577条	水土保持山等の測量	1-2-27
第5節 地すべり防止測量		
第1項 実態調査測量		

第578条	踏査選点	1-2-27
第579条	地形測量	1-2-27
第2項 機構調査測量		
第580条	測線測量	1-2-27
第3項 地すべり防止工の測量		
第581条	地すべり防止工の測量	1-2-28
第582条	測量の種類	1-2-28
第583条	測線測量	1-2-28
第584条	平面測量	1-2-28
第585条	縦断測量	1-2-28
第586条	横断測量	1-2-29
第2章 林道測量		
第1節 総則		
第601条	適用	1-2-30
第602条	用語の定義	1-2-30
第603条	業務の着手	1-2-30
第604条	設計図書の支給及び点検	1-2-30
第605条	監督職員	1-2-30
第606条	主任技術者	1-2-30
第607条	担当技術者	1-2-30
第608条	提出書類	1-2-30
第609条	打合せ等	1-2-30
第610条	作業計画書	1-2-30
第611条	資料等の貸与及び返却	1-2-30
第612条	関係官公庁への手続き等	1-2-31
第613条	地元関係者との交渉等	1-2-31
第614条	土地への立入り等	1-2-31
第615条	成果品の提出	1-2-31
第616条	関連法令及び条例の遵守	1-2-31
第617条	検査	1-2-31
第618条	修補	1-2-31
第619条	条件変更等	1-2-31
第620条	契約変更	1-2-31
第621条	履行期間の変更	1-2-31

第6 2 2 条	一時中止	1 - 2 - 31
第6 2 3 条	発注者の賠償責任	1 - 2 - 31
第6 2 4 条	受注者の賠償責任	1 - 2 - 31
第6 2 5 条	部分使用	1 - 2 - 31
第6 2 6 条	再委託	1 - 2 - 31
第6 2 7 条	成果品の使用等	1 - 2 - 31
第6 2 8 条	守秘義務	1 - 2 - 31
第6 2 9 条	安全等の確保	1 - 2 - 31
第6 3 0 条	臨機の措置	1 - 2 - 32
第6 3 1 条	履行報告	1 - 2 - 32
第2節 林道測量に関する一般事項		
第6 4 0 条	使用機材	1 - 2 - 32
第6 4 1 条	測量の精度等	1 - 2 - 32
第6 4 2 条	基準点	1 - 2 - 32
第6 4 3 条	測量杭	1 - 2 - 32
第6 4 4 条	測量野帳等	1 - 2 - 33
第6 4 5 条	図面	1 - 2 - 33
第6 4 6 条	図面の縮尺	1 - 2 - 33
第3節 基準点測量		
第6 5 0 条	規程の準用	1 - 2 - 33
第6 5 1 条	計画準備	1 - 2 - 33
第6 5 2 条	踏査選点	1 - 2 - 33
第6 5 3 条	測量標の設置	1 - 2 - 33
第6 5 4 条	測量の方法	1 - 2 - 33
第6 5 5 条	測量成果等	1 - 2 - 34
第4節 予備測量		
第6 6 0 条	予備測量	1 - 2 - 34
第5節 実測量		
第6 7 0 条	一般事項	1 - 2 - 34
第6 7 1 条	I. Pの選定	1 - 2 - 34
第6 7 2 条	中心線測量	1 - 2 - 35
第6 7 3 条	縦断測量	1 - 2 - 37
第6 7 4 条	横断測量	1 - 2 - 37
第6 7 5 条	平面測量	1 - 2 - 37
第6 7 6 条	伐開	1 - 2 - 38

第6節 構造物設置箇所の測量

第680条 構造物設置箇所の測量	1-2-38
------------------	--------

第7節 残土処理箇所の測量

第690条 残土処理場	1-2-38
-------------	--------

第8節 その他箇所の測量

第691条 林業作業用施設等	1-2-38
----------------	--------

第692条 地区全体計画に係る施設等	1-2-39
--------------------	--------

第3編 漁港漁場編

(「1-7 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書」による)

測量業務共通仕様書

第1章 総 則

第101条 適用

1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、島根県の発注する測量業務（以下「測量業務」という。）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合は、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 設計業務及び地質・土質調査に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者（会計規則第2条第5項に規定する契約担当者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。
5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務および一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
7. 「検査職員」とは、測量業務の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
8. 「主任技術者」とは、測量業務の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第9条1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
9. 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
10. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
11. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。
12. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。
13. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
14. 「共通仕様書」とは、各測量作業に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。
15. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
16. 「数量総括表」とは、測量業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
17. 「現場説明書」とは、測量業務の入札に参加するものに対して、発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。
18. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
19. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
20. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
21. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
22. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、測量業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
23. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
24. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、書面をもつ

て同意を求めることをいう。

25. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
26. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
27. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
28. 「協議」とは、書面により契約図書協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
29. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
30. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し署名又は押印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
31. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。
32. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、作業の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
33. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
34. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託に付する者をいう。
35. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
36. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
37. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が請負者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
38. 「受理」とは、契約図書に基づき、請負者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第102条の2 受注者の義務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

第103条 業務の着手

1. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量業務の実施のため監督職員との打合せ、又は現地踏査を開始することをいう。

第104条 測量の基準

測量の基準は島根県公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準（以下「規程」という。）第2

条の規定によるほかは監督職員の指示によるものとする。

第105条 業務の実施

測量業務は、「規程」により実施するものとする。

第106条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があり監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第107条 監督職員

1. 発注者は、測量業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

第108条 主任技術者

1. 受注者は、測量業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量作業に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
3. 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 主任技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が主任技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、主任技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 受注者又は主任技術者は、屋外における測量業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、測量業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

第108条の2 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

第109条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時、変更時及び完了時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円以上の競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリス に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。 例：【低】〇〇〇〇業務

なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリス に基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、閉庁日を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリス より「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第110条 打合せ等

1. 測量業務着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
2. 測量作業業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿

に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

3. 受注者は、支給材料によって、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受注者は、業務完了時（完了前であっても業務工程上支給の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。
4. 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第111条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 作業計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 使用する主な機器
 - (10) その他
3. 監督職員は、提出された業務計画書を検討の上、修正の必要を認めた場合には主任技術者と協議の上、修正させることができるものとする。
4. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
5. 監督職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第112条 資料等の貸与及び返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、請負者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複製してはならない。

第113条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第114条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に要する履行期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第115条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は監督職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入に当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入に際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第116条 成果品の提出

1. 受注者は測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期

間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

4. 提出部数は、正副各1部を標準とする。

なお、電子納品対象業務においては、対象とする書類を受発注者間の協議で決定し、紙媒体で1部、「電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務編・工事編】島根県土木部技術管理課」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で2部の提出とする。

第117条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第118条 検査

1. 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。

2. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。

3. 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 測量業務成果品の検査
- (2) 測量業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第119条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第120条 条件変更等

1. 監督職員が、受注者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは、以下のものをいう。

- (1) 第115条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合。

(2) 天災その他の不可抗力による損害。

(3) その他、発注者と受注者とが協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第121条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務の契約の変更を行うものとする。

(1) 測量業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合

(2) 履行期間の変更を行う場合

(3) 監督職員と受注者が協議し、測量業務履行上必要があると認められる場合

(4) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更に代えて設計図書の変更を行う場合

2. 前項の場合において、変更する契約図書は、次の各号に基づき作成されるものとする。

(1) 第120条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項

(2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項

(3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第122条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。

2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残作業量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができる。

3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4. 契約書第22条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第123条 一時中止

1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部の履行について一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による測量業務の中断については、第131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合

(2) 関連する他の測量業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不相当と認めた場合

(3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不相当又は不可能となった場合

(4) 天災等により測量の対象箇所の状態が変動した場合

(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認め

た場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、測量業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第124条 発注者の賠償責任

1. 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

第125条 受注者の賠償責任

1. 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任にかかる損害
 - (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第126条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して成果品の全部または一部の使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途測量業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第127条 再委託

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 測量業務における総合企画、業務遂行管理及び技術的判断等
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第128条 成果品の使用等

1. 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第129条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第111条に示す作業組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第129条の2 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、

適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第130条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成21年3月31日）を参考にして常に測量業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなけれ

ばならない。

(2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は、相互強調して業務を遂行しなければならない。

(3) 受注者は、測量業務実施中管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害、公衆に迷惑となるような行為、作業をしてはならない。

2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。

3. 受注者は、屋外で行う測量(2)の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。

(2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。

なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。

(4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

(5) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。

6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。

7. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8. 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第131条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。

い。

2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第132条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第133条 屋外で業務を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められていない場合で、閉庁日又は夜間に業務を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第134条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。

2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

